前金払に関する特約条項

（業務委託料の前金払）

第１条　第 38 条の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。この場合においては、第 38 条第 1 項及び第 2 項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料からすでに前払いの対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替える。

２　前項による前払いの支払回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。ただし、発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、この支払限度額を変更することができる。

回数	請求できる時期	支払限度額
第１回	年　月　日から	金　　円
第２回	年　月　日から	金　　円
第３回	年　月　日から	金　　円
第４回	年　月　日から	金　　円

３　発注者は、前２項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる業務委託料を支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この契約を誠実に履行しなければならない。

５　発注者は、この契約が解除された場合においては、第 47 条第 1 項本文の規定に関わらず、既に業務を完了した部分（第 40 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除く。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料相当額及び第 40 条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料相当額を第３項の規定による支払い済みの前払いによる業務委託料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金の額になお剰余があるときは、受注者は、解除が第 44 条又は第 44 条の３の規定によるときにあっては、その剰余の額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 45 条又は第 46 条の規定によるときにあっては、その剰余の額を発注者に返還しなければならない。